

わかばホーム：Well being 山ノ神 体験入居重要事項説明書

【障がい者共同生活援助事業】

令和 7年1月改訂版

1. 目的と運営方針

施設は、社会福祉法人わかば会が設置運営する障がい者共同生活援助事業所わかばホーム：Well being 山ノ神（以下、施設」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め施設の円滑な運営を図ることを目的とする。社会福祉法第77条及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」の規定に基づき当ホームの概要や提供されるサービスの内容、契約の運営上ご注意いただきたいことを説明するものです。

※当施設では、知的障害者福祉法に定める知的障害者を主たる対象者として、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく共同生活援助サービスを提供します。当サービスの利用は、原則として訓練等給付費の支給決定を受けた方が対象となります。

2. 事業者

設置者の名称	社会福祉法人 わかば会
運営者の名称	社会福祉法人 わかば会
運営代表者	理事長 池田 晃司
所在地	秋田県由利本荘市石脇字田尻野8番地の3
他の主な事業	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、サービス付き高齢者向け住宅 地域密着型特別養護老人ホーム

3. 施設の概要

施設の名称	わかばホーム：Well being 山ノ神		
施設の種別	共同生活援助（介護サービス包括型）		
管理者	川 村 悠		
開設年月日	令和6年10月1日		
所在地	秋田県由利本荘市石脇字山ノ神11番地626		
	TEL 0184-74-6745	FAX 0184-74-6746	
敷地面積	472.69㎡		
建物概要	木造2階建て		
定員等	6名		
主な設備	1.居室（6室）	2.事務室（宿直室）	3.共同生活室（居間、台所）
	4.浴室・脱衣室	5.トイレ	

4. 主たる対象者

施設等において指定障害福祉サービス等を提供する対象者は次のとおりです。

(1) 指定障害福祉サービス事業のうち指定共同生活援助事業

(以下「指定共同生活援助事業」という。)

対象者 障害者総合支援法に定める障害者

5. 施設サービス概要と利用料（料金については別途料金表のとおり）

(1) 訓練等給付費の対象となる一部負担をいただくサービス

介護給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める基準により算出した額）のうち9割が介護給付費の給付対象となります。事業者が、介護給付費等の給付を市町村から直接受け取る【代理受領】する場合、お客様負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いいただきます。（定率負担または利用者負担額といいます）

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。詳しくは、障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

①食事

希望者には食事を提供します。（食材費についてはお客様の負担となります。）

（食事時間） 朝食 7：00～ 夕食 18：00～

②日中活動支援等

日中活動系サービスを利用する場合、また職場に通勤する場合に、サービス提供事業者や職場等と連絡・調整を行い、お客様の活動を支援します。

③健康管理の援助

服薬、通院、受診時の助言・同伴、規則正しい生活、清潔、衛生面についての助言、朝・夕の健康状態のチェックを支援します。また必要により協力医療機関等に責任を持って引継ぎます。

④金銭管理の援助

小遣い帳への記帳など、お客様が自ら金銭管理を行うことができるよう支援します。

⑤訓練等給付費支給申請の援助

訓練等給付費の支給期間終了後も継続して支援を受けることができるよう、再度支給決定を受けるための申請を行う際に必要な援助をします。

⑥行政手続きの代行

代行を希望される場合は、管理者またはサービス管理責任者にお申し出ください。

郵便、証明書等の交付申請等、お客様が必要とする手続きについて、お客様またはその家族が行うことが困難な場合は、原則として、その都度同意を得た上で代行します。

⑦余暇活動支援

交友関係、家族との関係、余暇活動・社会活動への助言等、お客様が円滑に日常生活を営むために必要な援助をします。

⑧家族との交流

常にお客様の家族との連携を図り、お客様と家族の交流等の機会を確保するよう努めます。

⑨地域との交流

町内会、地域の住民やボランティア団体等との連携を協力を行う等、積極的に交流を促進します。

(2) 訓練等給付費の対象外のサービス

訓練等給付費の対象とならないサービスについては、サービスの提供をご希望される場合に限り、訓練等給付費以外にお客様本人に支払いを求めることができます。

①支払いを求めることのできる基準

- ア 訓練等給付費との間に重複関係がないこと。
- イ 金銭の使途が、直接お客様の便宜を向上させるものであること。
- ウ お客様本人の希望であること。
- エ 全てのお客様に対し一律に提供されるものは除かれること。
- オ 実費相当額の範囲内であること。

②お支払いいただく費用について

- ア 宿泊費 一泊につき 1,000円
※家賃は非課税となります。
- イ 光熱水費 一泊につき 500円
※別途消費税がかかります。
- ウ 食事費 朝食300円・昼食700円・夕食700円
食事提供 要 (朝・昼・夕) 不要 ○印で囲んでください
※別途消費税がかかります。
※行事等での特別食を提供する際は、別途で料金を徴収します。
- エ 日用品費 一泊につき 100円
※別途消費税がかかります。
- オ 寝具貸与費 寝具のご用意が出来ない際はお貸しいたします。
体験入居期間中の貸与費 一日につき 300円
※別途消費税がかかります。
※クリーニングを必要とする際は、別途料金をいただきます。
- カ 送迎等に係る燃料費 わかば会規定に則り請求させていただきます。
※社用車を使用しての通院、日中活動先への送迎、外出等の
同行支援時に係る燃料代を次月に請求させていただきます。

③その他金銭の支払いが必要なものについて

- ア 嗜好品、贅沢品の購入
- イ 日常生活費
- ウ お客様等の希望による外注クリーニング費用
- エ お客様の自由参加によるクラブ活動に伴う材料費及び諸経費
- オ 行政手続きに係る費用
- カ その他便宜向上のための費用

(3) 体験入居の期間及び取りやめ（キャンセル）について

一度の体験期間につき連続して最大30日間までの利用は可能です。推奨の期間としては、2日から一週間程度です。土日及び祝日等の休日の体験も含みます。

また、取りやめ（キャンセル）については体験利用前であっても体験利用中であっても2日前までの申し出をお願いします。

体験入居できる居室は、あらかじめこちらでご用意した居室となりますので、ご了承ください。

(4) 事業所のとる体制及びとった対応に関わる加算

①夜間支援等体制加算（Ⅱ）

夜間の連絡・支援体制が確保されていた場合、利用1日につき加算。

- ・利用料 ～ 750円
- ・お客様負担 ～ 1割負担

②医療連携体制加算（Ⅶ）

医療機関との連携により、看護職員が事業所等を訪問してお客様に対して看護を行った場合や介護職員等にたんの吸引等に係る指導を行った場合、利用1日につき加算。

- ・利用料 ～ 390円
- ・お客様負担 ～ 1割負担

③福祉・介護職員処遇改善加算

- ・総費用 14.7%
- ・お客様負担 ～ 1割負担

④福祉専門職員配置加算（Ⅰ）

- ・利用料 ～ 100円
- ・お客様負担 ～ 1割負担

6. 支払内容及び方法

(1) 支払い内容に関しては、下記にてお支払いいただきます。

①訓練等給付費の対象となる一部負担をいただくサービス

- ・利用日数分を次月の末日まで
- ※4.の(1)及び(4)に係る部分

②訓練等給付費の対象外のサービス

- ・利用日数分を次月の末日まで
- ※4.の(2)②に係る部分
- ※4.の(2)③に係る部分は随時

(2) 支払い方法に関しましては、以下の方法でお支払いください。

①は、お客様の口座からの引き落とし

②は、窓口での現金支払い

※窓口でのお支払いの際は、下記の場所にてお支払いください。

<現金支払い窓口> 所在地：由利本荘市石脇字田尻野8-3

7. 指定障害福祉サービス情報の提供・開示

(1) 障害福祉サービス情報の提供と開示

①お客様及びご家族は、障害福祉サービスの提供について質問や不安がある場合は、遠慮なく直接、生活サポーター（世話人）、生活支援員、サービス管理責任者または管理者に質問して、説明を受けてください。この場合、特別な手続きは必要ありません。

②お客様及びご家族は、障害福祉サービスの提供における支援記録の閲覧や謄写をご希望の場合は、遠慮なく管理者またはサービス管理責任者に開示をお申し出ください。

8. 協力医療機関

(1) 協力医療機関

名称	本荘ひがしクリニック
所在地	秋田県由利本荘市荒町字真城67-1
電話	0184-74-7032
診療科目	内科・外科・肛門外科 特定検診・各種ワクチン接種
救急指定	無
内容	お客様の体調不良時の対応処置
名称	蔵小路歯科デンタルクリニック
所在地	秋田県由利本荘市岩城亀田大町字蔵小路11
電話	0184-62-5858
診療科目	歯科
内容	お客様の歯科診療・口腔ケア等

(2) お客様の医療

- ①病気やけがの治療は、当施設協力医療機関又はお客様等が選択する医療機関で受けていただくことになり、医療費は医療保険制度で支給される以外の費用はお客様等の負担になります。
- ②通院時の付き添いや入退院の移送はいたしますが、入院手続きや入院期間中の付き添いはいたしません。
- ③入院が3ヶ月以上にわたった場合は原則として退居となります。ただし、退院後に再入居を希望する場合は極力配慮いたします。
- ④お客様に容態の変化があった場合は極力必要な措置を講じ、身元引受人にご連絡いたします。

9. 職員の配置状況及び勤務体制

(1) 配置状況

管理者	1名	常勤兼務
サービス管理 責任者	1名	常勤兼務
生活支援員	1名	常勤兼務
生活サポーター (世話人)	1名以上	常勤兼務、非常勤専従
宿直員	1名以上	常勤兼務、非常勤専従

(2) 勤務体制

- ・管理者、サービス管理責任者、生活支援員

(早出) 6時00分 ~ 15時00分

(遅出) 13時00分 ~ 22時00分

- ・生活サポーター(世話人)

(通常) 6時00分 ~ 9時00分

- ・宿直員

(通常) 22時00分 ~ 翌日 6時00分

10. 非常時・災害時の対策

- 《非常時の対応》 消防計画により対応いたします。
- 《非常通報の体制》 消防機関への通報も含め、緊急連絡表により全職員に連絡いたします。
- 《平常時の訓練》 消防計画に基づき、年2回（夜間、昼間の想定）の避難訓練を実施します。
- 《防災設備》 自動火災通報装置、消火器、ALSOK警備システム

11. ご利用にあたりご留意頂きたい事項

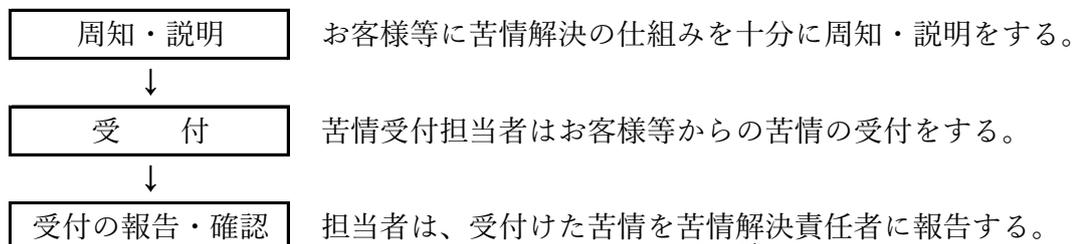
- 《事故対応》 万一事故等が発生した場合は、速やかに関係機関と身元引受人等に連絡するとともに怪我等の場合は、協力医療機関の指示により適切な処置を講ずることとします。
- 《事故補償》 サービス提供上、不可抗力的に生じた損害、事故の補償についてはお客様等と協議することとします。
- 《身体拘束》 一人ひとりの状態に応じた支援に努めますが、お客様の事故につながる行為が予測される場合、ご家族と話し合い、緊急やむを得ない場合のみとしご本人またはご家族の承諾を得て拘束させていただく場合があります。
- 《来訪・面会》 面会時間の制限はございませんが、前もって連絡いただければご希望にそえるようにいたします。
- 《預り金等の管理》 小遣い帳への記帳など、お客様が自ら金銭管理を行うことができるよう支援します。
- 《外出・外泊》 事前に予定をお知らせ願います。
- 《迷惑行為》 他のお客様に迷惑を及ぼすような行為や宗教活動、政治活動、営利活動は禁止致します。
- 《動物管理》 ペット等の動物を施設内で飼育することはできません。
- 《第三者評価》 提供するサービスにおける第三者評価の実施状況（有・**無**）
- 《苦情解決》 サービスの提供に関する苦情に対処するため、「ご意見箱」を設置し、苦情受付担当者、苦情解決責任者、を定めその迅速な解決に努めます。

苦情受付担当者	川 村 悠	管理者
苦情解決責任者	川 村 悠	管理者

※ 障害福祉サービスの苦情・相談は、下記窓口でもお受けいたしております。

秋田県福祉サービス相談支援センター 秋田県運営適正化委員会
 所在地：秋田市旭北栄町1番5号 秋田県社会福祉協議会内
 電話番号：018-864-2726
 FAX番号：018-864-2742

※ 苦情解決の手順はおおむね次の通りです。詳細は要綱のとおりです。



○虐待防止対策委員会

○障がいを理由とする差別の解消の推進

差別解消法の定めにより、障がいを理由とする差別に関する相談等に対応します。

②成年後見制度の利用を支援します。

③苦情解決体制を整備しています。

○委員

○第三者委員

虐待に適切に対処するため、当事業所関係者以外の中立公正な「第三者委員」を置いています。

④従事者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

重点目標

①感染症発生及びまん延防止に努める。

②身体拘束の撲滅に努め、必要時は必ず同意を得ることとする。

③ヒヤリハットの際は、原因と対策を早急に検討する。

令和 年 月 日

事業者(職員名：)は、契約書及び本書により説明し、内容とサービス開始に同意・署名いただき、契約者に一通お渡ししました。

令和 年 月 日

私は、契約書及び本書により説明を受け、内容とサービスの開始に家族の代表として同意し署名の上、本書一通を受領しました。

契約者（利用者） 住 所 _____

氏 名 _____ (印)

身元引受人 住 所 _____
(家族代表)

氏 名 _____ (印)

この重要事項説明書は、「秋田県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」の規程に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。